

香川県議会議員 文教厚生委員長

山本 悟史

県政レポート2021年夏号

4月の臨時会において、今期も文教厚生委員長を拝命しました。新型コロナウイルス感染症対策をいっそう進めることはもちろん、自粛等により過度な社会的経済的負荷を強いられ、苦しんでいる方々への更なる支援についても、県に強く求めてまいります。

6月県議会 ～ 一般質問(7/7)の主な内容～

1 災害時の停電対策

2年前の千葉県の長期停電の様な事態を防ぐ方策は？

知事 非常用発電燃料供給や電力復旧に必要な道路啓開などを想定した訓練を行い、電力会社との協定の実効性の確保を図っていく。

2 急傾斜地崩壊対策

民有地を含む危険箇所の把握と対策の進捗具合は？

知事 急傾斜地崩壊対策は県民の生命と財産を守るために重要な事業であり、優先度や緊急度を考慮しながら、計画的に整備を進めていく。

3 公共交通ネットワークの構築 ポストコロナを見据え、どのような施策を展開するのか？

知事 「新うどん県泊まってかがわ割」を活用できる、県内公共交通を利用した旅行商品を旅行会社等に働きかけ、公共交通利用促進キャンペーン等により、今後の利用継続につなげていく。

4 かがわ安心飲食店認証制度 店と客双方が認証店を選択するための誘導策は？

知事 飲食店のメリットを明確に示すことが重要であり、他県の動向や国の方針を参考にしながら、県が独自に営業時間の短縮要請をした場合の対応などを早期に検討していく。



コロナ差別に反対するシラスリボンを着用。



※詳細については、ブログ『行動力、あり!』、または県議会HPの議会中継(令和3年6月定例会)を御覧ください。

文教厚生委員会(6/30,7/1)



新型コロナウイルス感染症対策、病院事業会計決算見込、教育基本計画素案等を議論し、最終日に本会議で報告しました。

ワクチン接種について

国のワクチン配給のバタバタぶりに、地方は辟易していますが、ワクチンの効果自体は証明されています。医学的に接種できない、あるいはどうしても接種したくないという人以外は、自身や身近な人を守るためにも、積極的な接種をお願いいたします。



ワクチン専門相談コールセンター
TEL:0570-009-550(専用ナビダイヤル)

桃次郎とハナコのこと。



桃次郎

ハナコ

5月下旬、飼猫の桃次郎が死にました。享年推定20歳。大往生でした。年明けにハナコが死んだ時同様、多くの方にお気遣いいただきました。あらためて、感謝申し上げます。引き続き、動物福祉に取り組みます。

香川県の事業者の皆様へ

2021年
7月12日現在

売上の減少、雇用の維持、資金繰りでお困りの相談は

新型コロナウイルス関連経営相談窓口 ((公財)かがわ産業支援財団内)

☎ **087-840-0391** (平日8:30~17:15)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続や雇用の維持などでお困りの皆さまへの支援を実施しています。

給付金・助成金

緊急事態宣言の影響等により売上が減少	<p>緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金(中小企業庁)</p> <p>緊急事態措置又はまん延防止等重点措置対象地域の飲食店との取引があることや、その地域の外出自粛の影響を受けたことなどが要件</p>	<p>中小法人等 最大 20万円/月</p> <p>個人事業者等 最大 10万円/月</p> <p>令和3年4月以降に実施された国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中堅・中小事業者に支援金を支給します。 香川県営業時間短縮協力の4月分~6月分に係る月次支援金については申請できません。</p> <p>申請期間: 4月・5月分…令和3年6月16日~8月15日 6月分…令和3年7月1日~8月31日 7月分…令和3年8月1日~9月30日 8月分…令和3年9月1日~10月31日</p>	<p>月次支援金事務局 ☎ 0120-211-240 ☎ 03-6629-0479 (8:30~19:00)</p>
	<p>香川県 営業継続応援金(第2次)</p>	<p>売上減少率 50%以上 30~50%未満</p> <p>1事業者あたり 最大 20万円</p> <p>1事業者あたり 最大 10万円</p> <p>【対象】 ①主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者(飲食事業者を除く) ②①と直接の取引がある事業者 ③県内の飲食事業者と直接又は間接の取引がある事業者 ④飲食事業者(本県の営業時間短縮の協力要請の対象となつた事業者を除く)</p> <p>申請期間: 令和3年7月29日~9月15日(予定)</p>	<p>県民の皆様の外出機会が減少したことなどにより、令和3年4月~6月の売上の合計額が、令和元年又は平成30年同期比で30%以上減少した事業者に応援金を支給します。</p>
県の営業時間短縮要請に全面的に協力	<p>香川県 営業時間短縮協力金(第3次・第4次)</p> <p>営業時間短縮要請期間 第3次: 5月12日~5月31日 第4次: 6月1日~6月14日</p>	<p>中小企業・個人事業者等</p> <p>第3次: 1店舗あたり 最大 165万円</p> <p>第4次: 1店舗あたり 最大 105万円</p> <p>【時短要請に応じた日数(※1)】×【売上高に応じて2.5~7.5万円】(第3次は上記合計額×1.1)</p> <p>大企業(※2) 売上高及び売上高減少額に応じて 第3次: 1店舗あたり最大440万円 第4次: 1店舗あたり最大280万円</p> <p>県が行った営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じていただいた飲食事業者に対し、協力をとお支払いします。 (※1)【時短要請に応じた日数】には、定休日や協力要請前に店休日としていた日は含みません。 (※2) 中小企業、個人事業者等においても選択可</p> <p>申請期限: 第3次…令和3年7月26日 第4次…令和3年8月10日</p>	<p>香川県営業時間短縮協力金(第3次・第4次)コールセンター ☎ 087-825-5535 〔平日 9:00~17:30〕 〔開設期間: 8月10日まで〕</p>
「かがわ安心飲食店認証」を取得	<p>かがわ安心飲食店 認証取得補助金</p>	<p>飲食事業者 補助率 最大 10/10 25万円</p> <p>香川県内の飲食店又は喫茶店において、「かがわ安心飲食店認証」を取得した事業者の、認証取得に要した感染防止対策の経費について、一部補助します。申請期限: 令和4年1月31日</p>	<p>かがわ安心飲食店認証事務局コールセンター ☎ 087-822-7111 (平日9:00~17:00)</p>
宿泊施設の感染症対策や新事業展開に取り組みたい	<p>香川県 宿泊施設受入環境整備支援事業補助金</p>	<p>宿泊事業者 補助率 最大 3/4 750万円 (※施設により変動) ~75万円</p> <p>旅館業法の営業許可を受けた宿泊施設で行う感染症対策設備の導入や新たな事業展開に要する経費について、一部補助します。 申請期間: 令和3年8月18日~10月29日(予定)</p>	<p>※申請受付窓口(支援補助金事務局)を8月18日に開設予定</p>
公共交通等で新しい生活様式に対応したい	<p>香川県 公共交通等利用回復緊急支援事業</p>	<p>交通事業者等</p> <p>バス 5万円/台 タクシー 2.5万円/台 運転代行 2万円/台</p> <p>県内公共交通機関等の維持・確保を図るため、公共交通事業者等が実施する新しい生活様式に対応するための取組み等に要する経費について助成します。申請期間: 後日香川県HPにて公表</p>	<p>香川県交通政策課 ☎ 087-832-3130 (平日8:30~17:15)</p>
在籍型出向で雇用維持/人材活用したい	<p>産業雇用安定助成金</p>	<p>出向運営経費 助成率 最大(出向元・先の合計) 9/10 12000円/人/日</p> <p>出向初期経費 最大(出向元・先それぞれ) 15万円/人</p> <p>感染症の影響により、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、賃金など出向運営経費を出向元・先双方に助成するとともに、出向前の教育訓練や受入れのための備品整備など出向初期経費についても助成します。</p>	<p>雇用調整助成金・産業雇用安定助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999 (9:00~21:00)</p> <p>香川県労働局雇用調整助成金グループ ☎ 087-823-0505 (平日 9:00~17:00)</p>
雇用を維持できない	<p>雇用調整助成金</p> <p>最大 10割</p>	<p>中小企業 助成率 最大 雇用調整助成金等の支給決定額の1/18 100万円</p> <p>一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部(一定の要件を満たす場合は全部)を助成します。</p>	<p>※申請受付窓口(支援金事務局)を7月29日に開設予定</p>
	<p>香川県 緊急雇用維持支援金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内事業所の休業等(判定基礎期間の初日が令和3年5月1日~6月30日)について、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主に対して、県独自の助成を行います。</p> <p>申請期間: 令和3年7月29日~9月30日(予定)</p>	

給付金・助成金

<p>子の世話で従業員が休業</p>	<p>両立支援等助成金 (育児休業等支援コース) 新型コロナウイルス感染症対応特例</p>	<p>小学校等が臨時休業等になり、子どもの世話を行う必要がある労働者が、特別有給休暇(賃金が全額支払われるもの)を取得できる制度及び小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる仕組み(テレワーク勤務・短時間勤務制度等)を設け、当該特別有給休暇を4時間以上取得させた事業主に対して助成金を支給します。 1人あたり5万円(1事業主につき10人まで)</p>	<p>香川労働局 雇用環境・均等室 ☎ 087-811-8924 (平日9:00~17:00)</p>
<p>妊娠中の女性労働者が休業</p>	<p>両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)</p>	<p>医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるもの)を整備・周知し、令和4年1月31日までの間に、当該休暇を20日以上取得させた事業主に対して助成金を支給します。 対象労働者1人あたり28.5万円(1事業所あたり5人まで) ※新たに上記の休暇制度を整備した事業主は「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」(1事業場につき15万円)を別途支給することができます。</p>	
<p>テレワークを可能とする取組を実施</p>	<p>人材確保等支援助成金 (テレワークコース)</p>	<p>①機器等導入助成 中小企業 補助率 最大 30% 100万円 ②目標達成助成 中小企業 補助率 最大 最大 35% 100万円</p> <p>①事前に認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取組(テレワーク用通信機器の導入・運用、研修、コンサルティング、就業規則等の作成等)を行い、テレワークを実施した場合、助成金を支給します。 ②テレワーク導入後の一定期間において、テレワーク実施率が増加し、かつ離職率が低下した場合、助成金を支給します。</p>	<p>香川労働局 雇用環境・均等室 ☎ 087-811-8924 (平日9:00~17:00)</p>
<p>新分野展開や業態転換等により事業を再構築したい</p>	<p>中小企業等事業再構築促進事業</p>	<p>中小企業 補助率 最大 2/3 6,000万円 (通常枠) 中堅企業 補助率 最大 1/2 8,000万円 (通常枠)</p> <p>新分野展開や業態転換により規模拡大等を目指す企業等の新たな挑戦を支援します。</p> <p>【要件】 ・令和2年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少 ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定 ・付加価値額の年率平均3%以上増加の達成 など</p> <p>申請期間：中小企業庁HPにてご確認ください</p>	<p>事業再構築補助金事務局 コールセンター ☎ 0570-012-088 ☎ 03-4216-4080 (平日 9:00~18:00)</p>
<p>販路拡大や生産性向上に取り組みたい</p>	<p>持続化補助金 - 通常枠</p>	<p>小規模事業者 補助率 最大 2/3 50万円</p> <p>小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組みを支援します。</p> <p>申請期限：令和4年2月4日</p>	<p>各商工会、商工会議所</p>
<p>社会経済の変化を踏まえた新ビジネス等に取り組みたい</p>	<p>持続化補助金 - 低感染リスク型 ビジネス枠</p>	<p>小規模事業者 補助率 最大 3/4 100万円</p> <p>小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組みを支援します。</p> <p>申請期限：令和4年3月9日</p>	<p>小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)コールセンター ☎ 03-6731-9325 (平日9:30~17:30)</p>
<p>新製品・サービス開発や生産プロセス改善等に必要な設備投資をしたい</p>	<p>ものづくり補助金 - 通常枠 - 低感染リスク型 ビジネス枠</p>	<p>中小企業 補助率 最大 1/2 1,000万円 小規模事業者 補助率 最大 2/3 1,000万円</p> <p>中小企業 補助率 最大 2/3 1,000万円 小規模事業者 補助率 最大 2/3 1,000万円</p> <p>新製品・サービス開発や試作品開発・生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。</p> <p>申請期間：令和3年8月17日</p>	<p>ものづくり補助金事務局 ☎ 050-8880-4053 (平日10:00~17:00)</p>
<p>ITツール導入により業務効率化等に取り組みたい</p>	<p>IT導入補助金 - 通常枠 - 低感染リスク型 ビジネス枠</p>	<p>中小企業等 補助率 最大 1/2 450万円 中小企業等 補助率 最大 2/3 450万円</p> <p>生産性の向上、業務の効率化のため、自社の課題やニーズに合ったITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援します。</p> <p>申請期限：令和3年7月30日(追加募集の予定あり)</p>	<p>サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ☎ 0570-666-424 (平日9:30~17:30)</p>

融資

<p>資金繰りのため融資を受けたい</p>	<p>香川県中小企業振興融資 危機関連融資</p> <p>融資枠 2.8億円</p> <p>融資利率 年 1.00% 以内</p> <p>信用保証率 年 0.60%</p>	<p>売上高等が一定以上減少した中小企業・小規模事業者を対象に融資を行っています。</p> <p>取扱期限：令和3年12月31日融資実行分まで</p>	<p>融資の申込・相談は県内の各金融機関まで制度の問合せ 県中小企業対策相談窓口 ☎ 087-832-3347 (平日9:00~17:00)</p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505 (平日9:00~17:00)</p>
	<p>日本政策金融公庫の融資</p>	<p>業況が悪化した事業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。</p>	

詳しくは香川県HPをご確認ください。

香川県 事業者の皆様へ

検索



お住まいの県内市町においても新型コロナウイルス感染症対策を講じています。それぞれの市町の対策については、お住まいの各市町にお問合せください。

県民の暮らしと営みを守る

取り組み 一覧

香川県民の皆さまへ

2021年7月12日現在

給付金

低所得の子育て世帯	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童一人当たり 5万円	低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給します。 対象：①児童扶養手当受給者等 ②住民税非課税の子育て世帯等（①以外） ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））	各市町または厚生労働省コールセンター ①児童扶養手当受給者等 ☎ 0120-400-903 ②住民税非課税の子育て世帯等（①以外） ☎ 0120-811-166 ファックス：0120-300-466 （平日 9:00～18:00）
収入減で家賃が払えない	住居確保給付金の支給		離職、廃業又は休業等により住居を失った方や住居を失う恐れのある方に対し、就職に向けた活動をする等を条件に、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内/給与等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらず減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人	各市町の生活困窮者自立相談支援機関の相談窓口 住居確保給付金相談コールセンター ☎ 0120-23-5572 （平日 9:00～17:00）
休業手当がもらえない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	給付日額上限 11,000円 （～4月分） 9,900円 （5月分～）	事業主の指示を受けて休業した労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けられなかった方に対して、休業前賃金の8割を支給します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 （月～金 8:30～20:00） （土日祝 8:30～17:15）
休業・失業等により生活資金でお悩みの方々に	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 NEW	単身世帯 月 6万円 2人世帯 月 8万円 3人以上世帯 月 10万円	緊急小口資金等の特例貸付を利用できず、かつ、収入と資産が一定の要件以下の世帯に対し、就職に向けた活動をする等を条件に、世帯人数に応じた額を3か月間支給します。（住居確保給付金との併給が可能です。）	各市福祉事務所、県保健福祉事務所、小豆総合事務所 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター ☎ 0120-46-8030 （平日 9:00～17:00）

貸し付け

休業・失業等により生活資金でお悩みの方々に	緊急小口資金 主に休業された方向け	貸付上限 20万円 以内	据置期間：1年以内 返済期間：2年以内	県社会福祉協議会 各市町社会福祉協議会 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎ 0120-46-1999 （平日 9:00～17:00）
生活福祉資金の特例貸付 （無利子・保証人不要）	総合支援資金 主に失業された方等向け	単身世帯 月 15万円 以内 複数世帯 月 20万円 以内	貸付期間：原則3か月以内※ 据置期間：1年以内 返済期間：10年以内 ※詳しくは、お住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。	

猶予

納税が今は厳しい	納税の猶予	地方税を一度に納付できない事情のある方については「徴収の猶予」や「換価の猶予」が適用される場合があります。	県税 県事務所 滞納整理課・特別整理対策課 ☎ 087-806-0322・0319 （平日 8:30～17:15） 市町税 各市町
国民健康保険料等が払えない	国民健康保険料等の減免・納付の猶予	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などの減免や猶予が適用される場合があります。	各市町
公共料金が払えない	上下水道、電気、ガス等公共料金の支払猶予	上下水道、電気料金、ガス、電話料金などの各種公共料金の支払いの猶予が受けられます。	各事業者まで

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談

発熱等の症状のある方は、まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談したうえで、受診してください。どこに相談すればよいか分からない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターに連絡をしてください。

香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター
☎ 0570-087-550（専用ナビダイヤル）

聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、保健所の感染症相談窓口でファックスでご相談ください。
小豆：0879-62-1384 東讃：0879-42-5881 中讃：0877-24-8341
西讃：0875-25-6320 高松市：087-839-2879

相談日時：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

新型コロナワクチン接種後の副反応等に関する相談

接種後の副反応に関する事など、市町では対応困難な専門的な相談については、香川県新型コロナワクチン専門相談コールセンターにお問い合わせください。

〔なお、接種が受けられる場所や日時、接種券に関する事などに〕
については、お住まいの市町の相談窓口にお問い合わせください。〕

香川県新型コロナワクチン専門相談コールセンター
☎ 0570-009-550（専用ナビダイヤル）

聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、ファックス（052-533-3891）でご相談ください。

相談日時：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日9:00～17:00

連絡先

県議会【国民民主党・無所属の会】

〒760-8570 高松市番町4-1-10

Tel:087-832-3675

☐ s-yamamoto@gikai.pref.kagawa.jp

所属政党【国民民主党香川県連】

〒761-8072 高松市三条町315-3

Tel:087-868-0028

https://kagawa-kokumin.jp

自宅【山本さとし後援会】

〒760-0080 高松市木太町2735-3

Tel & Fax:087-833-3650

☐ mossan1968@me.pikara.ne.jp